

平成27年10月

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する

専用口座の取扱期間の延長について

平成27年度税制改正により、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の一部制度変更が行われ、適用期限が平成27年12月31日から平成31年3月31日まで延長されました。

制度変更に対応するため、JA教育資金贈与専用口座の取扱期間を平成31年3月31日まで延長いたします。

【制度の概要】

祖父母さま等（贈与者）がお孫さま等（受贈者）の教育資金に充てるために、一括して金銭を贈与し、お孫さま等の名義で新たに開設された口座に預入をされた場合は、贈与を受ける方お1人さまにつき最大1,500万円までの金額について贈与税が非課税となります。

【商品概要】

| | |
|-----------|--|
| 貯金種類 | ・普通貯金 「JA教育資金贈与専用口座」 |
| ご利用いただける方 | ・直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人のお客様 |
| 取扱期間 | ・平成25年7月25日～平成31年3月31日 |
| 預入金額 | ・1円以上1,500万円以内（1円単位） |
| 預入方法 | ・取扱期間内で随時お預け入れできます。 ※お預け入れにあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等をご提出いただきます。 ※直系尊属より贈与された金銭は贈与契約日から2ヶ月以内にお預け入れいただきます。 |
| 払戻方法 | ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※払い戻しは口座開設店舗のみとさせていただきます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等の原本もしくは請求書等の原本をご提出いただきます。なお、提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 |
| 口座管理手数料 | ・無料 |

| | |
|--------------|---|
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none">・個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。・キャッシュカードの発行はできません。・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（教育資金の支払は除く）のお取り扱いはできません。・また、自動送金・自動集金のお取り扱いもできません。 |
| その他ご注意いただくこと | <ul style="list-style-type: none">・専用口座の開設は、受贈者お一人につき1口座です。（他の金融機関も含め複数口座の開設はできません。複数口座を開設された場合は、1つを除き無効となります。）・一度贈与すると贈与者に金銭を戻せません。・将来、受贈者が30歳に達した時点で贈与を受けた金銭の残額がある場合、贈与税の課税価格に算入されます。・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。 |

※具体的な税務上の取り扱いにつきましては、税理士等専門家にご相談ください。

※お問い合わせの際は各JAの窓口へお尋ねください。